

江古田三丁目重度障害者グループホーム等整備事業の新たな整備方針について

江古田三丁目重度障害者グループホーム等整備事業は4回の公募を実施し、いずれも不調に終わっている。人材確保の難しさに加え建築費が高騰しており、事業者が参入しづらい状況が拡大している。

重度障害者が利用できる共同生活援助（グループホーム）や短期入所（ショートステイ）は少なく、障害者の地域生活を継続する基盤として早急に整備を進めなければならない。

このような状況下において参入する事業者を確保するため、以下の方針に変更する。

1 事業の概要

事業の実施内容及び規模は変更しない。

(1) 共同生活援助

定員12人以上（2ユニットを想定。）

(2) 短期入所

定員2人以上

空床を活用して地域生活支援事業における日中一時支援事業を行う。

(3) 地域生活支援拠点機能

主に身体障害者及び知的障害者を対象として相談支援、緊急時の調整等

2 整備方針

(1) 施設の整備

建物は区が整備し、運営事業者に貸し付ける。

(2) 整備・運営方法

施設整備前に運営事業者を選定し、設計段階から運営事業者及び当事者の意見を取り込みながら、区が設計業務委託及び施設整備を行う。

運営事業者に用地及び区が整備した建物を貸付け、施設の大規模改修等の積立金相当分として利用者から徴収する家賃負担金と同等の額を請求する。

3 運営費補助の実施

共同生活援助及び短期入所において医療的ケアが必要な方、常時介助や目配りが必要な方（行動障害を含む）などが利用することを条件に、配置する看護職員や生活支援員等の、人件費及び専門性確保に必要な資金として、次の補助を実施する。

(1) 支援充実費用

看護師及び喀痰吸引研修または、強度行動障害研修を受けた介護福祉士を、人員配置基準に上乘せして配置した場合の人件費を補助する。

(2) 専門性確保補助

配属された介護専門職員が研修に参加する間の人材確保や、医療的ケアを継続するために必要な研修への参加費等に必要な経費を補助する。

4 財政負担

事業者が整備を実施した場合と比較すると、区の施設整備や大規模改修等に要する費用の負担は増える。しかし、運営事業者に請求する家賃相当額の収入による財源確保及び運営費補助の減額により、概ね50年経過後には、区の負担額は事業者が施設整備した場合とほぼ同額になる見込みである。

5 スケジュール（見込み）

令和4年度	1月	運営事業者募集開始
令和5年度	5月	事業者決定、説明会開催
	7月	基本計画作成（必要に応じて検討会または説明会を開催）
令和6～7年度		基本設計、実施設計（必要に応じて検討会または説明会を開催）
令和7年度		着工
令和8～9年度		竣工、開設準備
令和9年度中		開設